

学第601号

令和8年（2026年）4月吉日

市内小中学校保護者 様

東海市教育委員会

教育長 鈴 村 俊 二

（ 公 印 省 略 ）

東海市立渡内小学校

校長 神 野 真 輔

（ 公 印 省 略 ）

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に係る出席停止後の報告書の廃止について（通知）

日頃は、学校の教育活動に御支援、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記のことにつきまして、現在インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒が、出席停止の期間を経て登校を再開するに当たり、インフルエンザについては「インフルエンザ治癒報告書」、新型コロナウイルス感染症については「新型コロナウイルス感染症軽快報告書」を御提出いただいておりますが、令和8年度（2026年度）よりこれらの報告書の提出は不要とし、下記のとおり運用を変更いたします。

御理解の程、よろしく願いいたします。

記

1 これまでの運用について

保護者が「インフルエンザ治癒報告書」「新型コロナウイルス感染症軽快報告書」をホームページ等からダウンロードするか、又は学校から用紙を受領し、記入した上で学校へ提出する。

2 令和8年度（2026年度）以後の運用について

「インフルエンザ治癒報告書」及び「新型コロナウイルス感染症軽快報告書」の提出は不要とし、出席停止期間の報告については欠席連絡システム又は電話により

行うこととする。

### 3 その他

- (1) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の出席停止期間については別紙のとおりとなります。
- (2) お子様がインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症（学校安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）に規定されている感染症）に罹患した場合には、これまでと同様に、学校より「学校感染症診断結果の報告」の提出について御案内いたしますので、御協力ください。
- (3) 御不明な点がございましたら、お子様が在籍する学校へお問い合わせください。

<問合せ先>

東海市立渡内小学校

教頭：間瀬 孝幸

052-604-0666